

田野畑むらづくり基金(ふるさと納税)返礼品協力事業者募集要領

1. 目的

田野畑村の魅力や地元産品等のPRによる産業振興と田野畑むらづくり基金への寄附(以下「ふるさと納税」という。)を促進することを目的に、村外在住の寄付者に対して、お礼の品として贈呈する返礼品の提供に協力していただける事業者(以下「協力事業者」という。)を募集します。

2. 協力事業者の要件

次の要件を全て満たしている事業者とします。

- (1) 各種法令に沿った生産、製造、販売を行っていること。
- (2) 村内に本社(本店)、支社(支店)、事業所、工場のいずれかがある法人・団体または個人事業者であること。
- (3) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者であること。
- (4) 申込み時に、村税等の滞納がないこと。

※ただし、上記の要件に適合しても、本村が協力事業者として適当でないと認めた場合や返礼品として適当でないと認めた場合は、参加できないものとします。

3. 募集する返礼品

(1) 次の条件を全て満たしている商品等を募集します。

- (ア) 田野畑村の魅力を伝えることができる商品等であること。
- (イ) 村内で生産、製造、加工されているもの、村内で生産された原材料を使用しているもの、又は村内で提供される体験等のサービスのいずれかに該当していること。
- (ウ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内の数量的な安定供給が見込まれるものであること。
- (エ) 飲食物については、到着後5日間程度の賞味期限が保証されるものであること。
- (オ) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法規を遵守し、違反していない商品等であること。
- (カ) 平成31年総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準に適合するものであること。

(2) 返礼品の価格及び寄付金額の設定

- (ア) 返礼品の価格は、1,500 円以上の提案とし、本体価格のほか荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格とすること。
- (イ) 設置費用等が別途発生する場合は、その費用は返礼品の価格に含めるものとする。なお、設置等の手続きは協力事業者が行うこと。
- (ウ) 寄付金額は、返礼品の価格に3分の10をかけ1,000 円単位に切り上げた額を原則として、本村が決定します。

(4) 費用負担

- (ア) 返礼品の商品代金及び送料は、本村が負担します。
- (イ) 寄付者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合の費用は、協力事業者の負担とします。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。
- (ウ) 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本村は一切負担しません。

4. 協力事業者のメリット

- (1) 取りまとめ事業者が運営するふるさと納税の専門インターネットサイトのホームページに返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- (2) 返礼品の発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の販売促進、PRが可能です。

5. 返礼品の取りまとめ委託先

ふるさと納税の効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、寄付者・配送等に係る個人情報 の適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があることから、本村では返礼品の運営委託取りまとめ事業者として、次の事業者を指定しました。

協力事業者として認められた場合には、別途取りまとめ事業者と契約が必要になります。

株式会社さとふる
住所:東京都中央区京橋二丁目2番1号
TEL:03-6680-2766(事業者様窓口)

6. 募集期間

随時募集し、返礼品の入れ替え等を行います。

7. 申込方法

次の書類に必要事項を記入し、村へ提出してください。後ほど、取りまとめ事業者よりご連絡させていただきます。

- (1) 田野畑むらづくり基金(ふるさと納税)返礼品協力事業者申込書(様式第1号)
- (2) 田野畑むらづくり基金(ふるさと納税)返礼品提案書(様式第2号)
- (3) 誓約書(様式第3号)

提出先: 田野畑村役場政策推進課 (Email: kikin@vill.tanohata.iwate.jp)

8. 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、田野畑村個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

※寄付者の個人情報は、ふるさと納税の返礼品の送付以外の目的で使用することができません。ただし、返礼品発送の際に、パンフレット同封により改めて寄付者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

9. その他留意事項

- (1) 具体的な返礼品の内容につきましては、適正な管理等に万全を期すため、取りまとめ事業者が取りまとめ及び審査し、本村が決定します。
- (2) 協力事業者は登録された返礼品を変更・辞退する場合は、速やかに取りまとめ事業者へ報告するものとします。
- (3) 協力事業者は、返礼品の品質等に関して、寄付者からの苦情があった場合は、真摯に対応するものとし、苦情内容については取りまとめ事業者へ報告するものとします。
- (4) 村は、協力事業者が本要領2及び3に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取り消すことがあります。

10. お問い合わせ

- (1) 協力事業者の申込み等、募集にあたっての詳細に関すること
株式会社さとふる
住所: 東京都中央区京橋二丁目2番1号
TEL: 03-6680-2766
- (2) ふるさと納税制度に関すること
田野畑村役場政策推進課
住所: 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑143番地1
TEL: 0194-34-2111